

1 令和4年度当初予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 建物施設の要求額及び査定額はいくらか。
⇒ 要求額は約48億円、査定額は約34億円である。
- ・ 市税の収納率についてはアクションプランに基づくものか。
⇒ アクションプランに基づくものである。
- ・ 扶助費に関して、令和2年度、令和3年度は受診控えがあったが、令和4年度はどのように見込んでいるのか。
⇒ 一概に受診控えの回復によるものであるとは言えないが、扶助費としては5,000万円ほど増えている状況である。
- ・ 国民健康保険事業費について、基金を取り崩している理由は何か。
⇒ 一人当たりの給付金が伸びている状況であり、運営協議会からも「基金を活用し、可能な限り被保険者の負担増にならないようにするべきである。」との意見があったことから、今回取崩している。
- ・ 特別会計川面財産区、小浜財産区、鹿塩財産区の予算規模が下がっている理由は何か。
⇒ 川面財産区については令和3年度までにため池の改修工事が終了したため、小浜財産区については防災倉庫の建設が令和3年度で終了するため、鹿塩財産区については弁天池の草刈費用が下がるためである。

※議題2及び議題3は一括して審議

2 令和4年度宝塚市水道事業会計予算について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】

3 令和4年度宝塚市下水道事業会計予算について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 水道事業会計の資本的収入における貸付金返還金2.5億円とはどこへの貸付か。また、金額はこれだけか。

⇒ 市立病院への貸付であり、金額もこれだけである。

4 令和4年度宝塚市病院事業会計予算について

【提 案】 市立病院

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

5 実施計画（令和4年度～令和8年度）の策定について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

6 宝塚市公共施設等総合管理計画〔改訂版〕（案）に係るパブリック・コメントの実施について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 主な変更点一覧のNO. 1及びNO. 13の変更内容について、NO. 1では「大きな変更なし」となっているが、NO. 13は「変更なし」となっている。NO. 1についても「変更なし」とした方が良いのではないか。

⇒ NO. 1については若干の文言修正があったため「大きな変更なし」としたが、適切な表現に修正する。

7 宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ これまでの積立額及び活用額はいくらか。

⇒ 積立額については令和4年1月20日現在で8,395万6千円、充当額については9月補正（予算ベース）までで7,279万3千円である。

8 宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 本市の条例で定める個人番号を利用できる事務が終了した場合は、適時適切に条例改正を行うべきである。当該条例の信頼性にも影響する。
⇒ 毎年度、対象事務の追加又は削除について庁内照会を行い確認していたが、これだけ漏れてしまっていた。以後、気を付けたい。

9 宝塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 令和5年度に個人情報保護法が改正された場合、運用については従前通り市条例で定めるのか、改正法の運用を適用するのか、どちらか。
⇒ 改正法の全面施行後は、宝塚市に係る個人情報の保護に関する規律は改正法において定められることになるため、改正法の運用、解釈が適用される。全国的な運用ルールに基づき行うが、4月にガイドラインが示される予定であるため参考にしたい。

10 宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 第19条に損害賠償の制限があるが、当該通報に悪意があった場合や甚大な被害があった場合でも損害賠償請求ができないということか。
⇒ 損害額の多寡によらず正当な通報であれば損害賠償請求ができないが、悪意があった場合の通報はそもそも公益通報に該当しないため保護されないことから、損害賠償請求の対象になり得る。
- ・ 通報が正当かどうかはどのように判断するのか。
⇒ 外部委員による審査会において、当該通報の正当性等を判断する。
- ・ 守秘義務についても記載しておいた方がこの制度を利用しやすくなるのではないか。
⇒ 地方公務員法等、様々な法令に基づく守秘義務があるため、本条例には重ねて記載していない。
- ・ 宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例第2条第1号アに規定する「職員」について、「本市職員」としなければ解釈の幅広がってしまうのではないか。

⇒ 確認する。

11 宝塚市職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 職員互助会の人数及び今回対象となる職員数はいくらか。
⇒ 職員互助会の人数は約2,600人、今回対象となる職員数は約700人である。
- ・ 共済組合の組合員ではあるが、職員互助会には加入しないということか。
⇒ その通りである。
- ・ 会計年度任用職員は基本的には11箇月の雇用であるため、1箇月は共済組合を脱退し、その後また加入ということになるのか。
⇒ 業務の都合上、どうしても1箇月延長した連続雇用が必要な場合は、理由を整理の上各課で予算措置していただいているが、基本的には1箇月の雇い止めの際には都度、脱退、加入の手続きを行っている。
- ・ 会計年度任用職員制度に移行しても1箇月の雇い止めについては改正する予定はないのか。
⇒ それぞれの業務において1箇月延長しなければならない事由があると判断する場合は延長する必要があるが、単に会計年度任用職員の制度ができたからといって12箇月の連続雇用を全て可とするものではない。

12 市道路線の認定について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 内容の調整がつけば私道も公道として認定していく方針で良いか。
⇒ 良い。

13 損害賠償の額の決定について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ アスファルト舗装の剥離の原因は何か。道路の陥没ではないか。
⇒ 道路の陥没ではなく、舗装の劣化である。

- ・ 道路の空洞調査は行っているのか。
⇒ 過去に何度か行っている。
- ・ 過失による市の負担割合が50%だが、相手の過失は何か。
⇒ 前方注意義務を怠ったこと及び速度超過である。
- ・ 当該地周辺には街路灯等ないのか。
⇒ 当該地から6メートルほど離れたところに街路灯があるが、夜間に当該地の凹みまで確認できるような明るさではない。
- ・ 相手方の怪我の程度はどうか。
⇒ 左手首に痛みが残っている状態である。
- ・ 後遺障害逸失利益及び入通院慰謝料が高いのはなぜか。
⇒ 後遺障害については左手首関節TFCC損傷であり、保険会社からは後遺障害等級14級の認定を受けている。後遺障害逸失利益については労働能力喪失率を5%、労働能力喪失期間を5年間で、入通院慰謝料については通院期間を13箇月で計算しているためである。

14 宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 【提 案】 都市整備部
- 【結 果】 承認
- 【質疑等】 なし

15 権利の放棄について

- 【提 案】 都市整備部
- 【結 果】 承認
- 【質疑等】 なし

16 訴えの提起について

- 【提 案】 都市整備部
- 【結 果】 承認
- 【質疑等】
 - ・ 転出後も家賃は支払われていたのか。
⇒ 支払われていた。
 - ・ 明け渡さない理由は何か。
⇒ 倉庫代わりに使用しているようである。
 - ・ 家財は残ったままなのか。

⇒ 少しずつ搬出してきているようだが、現在は音信不通である。

17 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

18 公の施設（宝塚市立温泉利用施設）の指定管理者の指定について

【提 案】 産業文化部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 条例上公募の施設を非公募とする場合、都市経営会議で審議する必要はないのか。

⇒ 令和3年度第14回都市経営会議（令和3年8月16日）で「市立温泉利用施設の今後の方向性について」を付議した際に、非公募の考え方等についても資料に記載し、一定議論いただいたものと認識している。

- ・ 採点結果について、E委員が10点の配点の項目のうち2項目で4点という採点をしているが、何か具体的な意見等があったのか。

⇒ 提案者からの提案内容について、スポーツジムのことが全面に押し出されていたため、このような採点になったようである。温泉について、市民割の導入や温泉の灯をつくるべき等のご意見をいただいた。

19 宝塚市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 消防本部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

20 宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針における取組について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし